

東日本大震災と国家緊急権

岡田大助*

第1章 東日本大震災と政府の対応

我が国観測史上最大規模の地震が起きてしまった。2011年3月11日金曜日14時46分頃、三陸沖の深さ25 kmを震源とするM(マグニチュード、以下「M」と略す。)9.0の巨大地震が発生し、宮城県栗原市で最大震度7の揺れを生じさせた⁽¹⁾。その後も、同日15時15分のM7.7など大きな余震が生じている[地震調査委員会 2011d]。それらによって生じた津波は、岩手県宮古市田老地区で37.9mを観測する⁽²⁾等、幾重にも太平洋沿岸、三陸地域に襲来し、多くの家屋、船舶そして人をなぎ倒し、多くの尊い人命を奪った[読売新聞 2011.3.13朝:1; 読売新聞 2011.3.14朝:1; 読売新聞 2011.3.14夕:1]。さらに3月12日3時59分頃には長野県・新潟県県境付近でM6.7深さ約10 kmを震源とする地震(最大震度6強)、3月15日には静岡県東部でM6.4深さ約15 kmを震源とする地震を誘発させた(最大震度6強)[地震調査委員会 2011e]。そして、1ヶ月も経った4月7日23時32分頃に宮城県沖でM7.1深さ約65 kmを震源とする地震(最大震度6強)の余震を発生させ[地震調査

委員会 2011c]、4月11日17時16分頃に福島県浜通りでM7.0深さ約5 kmを誘発させた(最大震度6弱)[地震調査委員会 2011f]⁽³⁾。

巨大地震の影響はそれにとどまらず、東日本太平洋沿岸に立地している、福島県の福島第一原子力発電所(以下「福島第一」という)、福島第二原子力発電所、茨城県の東海第二原子力発電所、そして宮城県の女川原子力発電所に、大津波が襲来し、地震により安全に自動停止していた原子炉と燃料用プールの冷却機能を奪取した。他は現場作業員の懸命の作業により冷却機能を回復させたが、福島第一については、一時制御不能に陥った[読売新聞 2011.3.12朝:朝日新聞 2011.3.15:3; 朝日新聞 2011.3.15夕:1;5; 読売新聞 2011.3.16夕:1]。その後、消防、自衛隊、警察そして現場作業員の懸命な措置[読売新聞 3月17日朝:1; 読売新聞 2011.3.18朝:1]により、依然予断を許さなく放射線を出し続けているものの、注水は継続できている。

6月9日現在の被災者は、死者行方不明者23,413人(死者15,373人、行方不明者7,731人)、避難者142,683人となっている[消防庁 2011:

* 早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程6年(指導教員 後藤光男)
早稲田大学社会科学総合学院 助手

8, 11]。そして、政府は巨大地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(気象庁命名)と呼称し[気象庁 2001], 持ち回り閣議によりその後の事柄を包括的に「東日本大震災」と呼称している[読売新聞 2011.4.2朝:1]。

今回の地震は、被災地が東北地方から千葉県までと非常に広く、震災発生3ヶ月を経てもなお、被災者とりわけ避難者が依然10万人以上と多く、加えて、福島第一の収束ができていないため、東日本大震災に対する政府の対応として、被災者支援と原発対応という二正面戦略を採らざるを得ない状況になっているのである。

しかし、政府は被災者支援は自治体任せ、原発対応は事業主体である東京電力任せ[読売新聞 2011.5.27朝:3], そして、本部や会議が乱立し指揮系統が不明な状況で対応が後手後手に回っている[朝日新聞 2011.4.6朝:4; 読売新聞 2011.4.10朝:3; 朝日新聞 2011.4.6朝:4; 読売新聞 2011.4.19朝:3; 読売新聞 2011.6.9朝:33]。6月1日の内閣不信任案の提出やその後の政局などもその文脈からのものである[朝日新聞 2011.6.1夕:1; 読売新聞 2011.6.1夕:1]。

今回の未曾有の大震災において、政府はなぜ強力な権限ないし権能を行使できなかったのか。地震や津波への人的被害については、災害対策基本法に基づく「緊急災害対策本部⁽⁴⁾」(28条の2)を設置はしたが、国が強制力を持った措置は取りにくく、災害が想定される地域ごとの活動計画が策定されていなかったため関係省庁や自治体との連携の遅れが生じたとの声もある。また、原発事故については、原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態⁽⁵⁾」(15条)が初めて宣言されはした[朝日新聞 2011.3.12朝:5; 読売新聞 2011.5.4朝:3] [読売新聞

2011.6.8朝:33]。

しかし、「原子力緊急事態」の宣言まで約2時間半もかかり[読売新聞 2011.4.19朝:3], 災害対策基本法に基づく「災害緊急事態⁽⁶⁾」の布告(105条)は、「国民の権利義務を大きく規制する非常に強い措置だ」として結局見送られた[読売新聞 2011.5.1朝:4]。これらの原因は、確かに菅内閣の資質ということも考えられなくはないが、法律の適用を躊躇させたのは憲法上、それらを許容する強力な権限ないし権能が内閣にはなく、公共の福祉として国民の権利を制約してよいのか、ということがあったためである。

いいかえれば、日本国憲法に明文規定がない、国家緊急権の存否が問題なのである。日本国憲法が立憲主義憲法であることを考えれば、国家緊急権が立憲主義下における統治権とどのような関係にあるかから考えてゆく。

第2章 国民主権における統治権

そもそも日本国憲法は国民主権を採用している(憲法前文及び1条)。主権の意味は多義的であるが、国家権力の最高独立性、国政の最高決定権、そして統治権の意味があるとされている[芦部 2011:39-40]。しかし、そのうち治人と被治者との関係、すなわち国家と国民との関係を考えれば、「統治権」とは何かが重要になる。

「国家権力そのもの」[杉原 2008:650], 「国家が有する支配権を包括的に示すことば」[芦部 2011:39], 国家の意思能力(国権)の内容を組成するもの[芦部 1992:225; 高橋 2006:66; 高橋 2010:8]とされている。

大日本帝國憲法では天皇が統治権をもってい

た（1条及び4条）。しかし、日本国憲法では立憲主義憲法の特徴である三権分立が採用され、3つに分有され、それぞれの抑制で全体的な均衡を保っている。そして、日本国憲法は一元型議院内閣制を採用しているため、基本的には立法権と行政権の協働関係を維持しているのであるが、現代においては積極国家化、より厳密に言えば行政国家化現象の影響を受けざるを得ない。そう考えるならば、統治権において主たる役割を占めるのは行政権であるといえる。

もちろん、英米法の「法の支配」や第二次大戦後のドイツにおける実質的法治主義ということらを考慮するならば、法律の制定ということは重要になり、立法権が重要になる。しかし、憲法上疑義はあるものの内閣提出法案そして委任立法などを拒否し、立法機関が国権の最高機関ではないということに抗うことができないならば、司法機関にその役割を期待できない以上、やはり行政権が統治権において主体的役割を果たしているということになる。

ただ、そうであっても、法的根拠がないとするならば、ある程度の時間がかかってしまう。そして、今回のように衆議院と参議院の多数派の所属政党が異なるという、いわゆる「ねじれ国会」であったなら、衆議院で再議決に必要な3分の2以上を占めていたとしても、法律の制定には相当な困難が伴う。そこで、自然災害や戦争状態等の非常時のときに、一時的に平時の統治権を停止して、本来的な統治権とは別の権限ないし権能によって、その危機を脱する方法がないかという問題になる。すなわち、そこに国家緊急権が登場するのである。

第3章 国家緊急権について

国家緊急権とは、講学上、外的からの攻撃、内乱、経済恐慌、大規模な自然災害などの国家危急存亡の時に、平時の国家権力の行使を一時的に停止させ、非常時の国家権力として存立を全うする権限ないし権能のことである。あるいは、危急存亡のときに行政権に権力を集中し財産権や表現の自由などの人権を制約するものである〔岩間 2002: 293; 杉原 2008: 267; 井口 2008: 30; 高橋 2010: 396; 芦部 2011: 365; 佐藤 2011: 48〕。近時、震災対応と政府との関係で取り上げられている〔読売新聞 2011.5.3朝: 7; 新しい憲法をつくる国民会議決議 2011; 読売新聞 2011.5.4朝: 4; 長島 2011: 138〕。

しかし、これは市民的自由を中心とする基本的自由の保障と民主主義的な政治制度をその内容とする、近代立憲主義の思想とはあまり親和的ではない。そして、日本国憲法には明文上、その規定はない。同じく国家権力を制限するという目的で抵抗権と共通点をもつものの、抵抗権が近代立憲主義の産物で、国民の行為での秩序の回復であるのに対して、国家緊急権は立憲主義の産物であるとは必ずしもされず、政府による秩序の回復であるという違いがある。

現行、フランス第五共和制憲法16条の「非常事態措置権」〔初宿ほか 210: 242〕やボン基本法115a条以下「防衛上の緊急事態 (Verteidigungsfall)」〔初宿ほか 2010: 207; 高田ほか 2010: 293-297〕がそれに該当する。また、アメリカでは憲法上に明文規定はないが、陸海空軍の最高司令官 (Commander-in-Chief) である (アメリカ合衆国憲法第2条第2節①) ため緊急事態の権限は大統領にあると理解はでき

る [畑 1992: 89-90]。それに加えて大統領は制限的立法がない場合に限り緊急事態に対処する権限が認められている [高野 1979: 79; 右崎 1979: 45]。しかし、議会拒否権ともいえる戦争権限決議 (War Powers Resolution) などにより制限がある [松井 2008: 77-78]。さらに、韓国では、大韓民国憲法76条に「緊急処分および命令」、77条に「戒厳の宣布等」が定められている [初宿ほか 2010: 405-406]。

大日本帝國憲法では14条に天皇の権能として戒厳大権が定められ、31条では非常大権があったが、日本国憲法ではその反省をもとに置かれていない。なるほど参議院の緊急集会 (憲法54条2項及び3項) がありそれが国家緊急権であることを肯定した発言 [読売新聞 2011. 5. 3朝: 3] もある。しかし、国家緊急権ではないと疑義あるいは否定されている [佐藤 1995: 49; 井口 2008: 30; 佐藤 2011: 50-51]。

だとしたら、日本国憲法下で国家緊急権を必要とするような事態が生じたら、どのような対処もできないのであろうか。

法律レベルでは、警察法第6章 (71条以下) で治安維持のための「緊急事態の特別措置」を置き、自衛隊法では外敵の進入のために76条「防衛出動」、内乱に対しての治安出動のために78条「命令による治安出動」をおいている。そして、第一章先述のとおり、今回は適用されなかった、大規模な自然災害のために災害対策基本法第8章 (105条以下) の「災害緊急事態」も置いており、その際、内閣は事実上の緊急命令を制定することができる (同109条) [富永 1996b: 72] [佐藤 2011: 50-51]。さらに、2001年9月11日にアメリカ・ニューヨークでのテロ後、2003年に有事法制関連3法が成立し、そ

れと関連し、2004年には有事関連7法が成立した⁽⁷⁾。その3法の中の「武力攻撃事態対処法」は現段階における緊急事態基本法であり憲法的法律としての性格を有しているのである [井口 2008: 31]。

緊急権について、佐藤幸治は、①憲法上一定条件の下で立憲主義を一時的に停止して独裁的な権力の行使が認められる「憲法制度上の国家緊急権」、②憲法の授權や枠を越えて独裁的な権力が行使される「憲法を踏み越える国家緊急権」とに区別する。②に国家緊急権の本質があり、両者は相対的となる。そして、「非常措置権を憲法的に厳格に枠付けようとすれば、②の可能性が大きくなり、②の可能性を嫌って非常措置権を包括的・抽象的に定めれば、非常措置大権に対する憲法的統制の実が失われ、緊急権濫用の危険が増大する。国家緊急権のパラドックスは、立憲主義を守るために立憲主義を破るということであり、その実定法化にはこのようなディレンマがつきまとう」のである [佐藤 2011: 48]。

また、富永健は、「『憲法制度上の国家緊急権』と『超憲法的国家緊急権』」、「『行政型』と『立法型』」、「『英米型』と『独仏型』」、「『厳格規定型』と『一般授權型』」とに類型化している。「憲法制度上の国家緊急権」は憲法に法的権限をもつものであり、「超憲法的国家緊急権」とは憲法の枠を超えるものである。次に「行政型」とは、緊急権の行使が行政の領域にとどまるものであるのに対して、「立法型」とは行政権が立法権をも取得する型である。そして「英米型」は憲法上にその規定をもたないもの、「独仏型」は憲法上にその規定をもつものである。最後に、「厳格規定型」は憲法典に詳細に規定する

ものであるのに対して、「一般授權型」は憲法上の1つの権限規定で対処しようという型である〔富永 1996b: 74-75〕。類型の内容を考えると、括弧相互で対立するのではなく、括弧の中での対立ということになる。そして、佐藤の類型化は富永の類型化に包含される。すなわち、富永の類型化の方がより詳細なものということになる。

学説は憲法改正論ないし憲法政策論の立場から必要を主張するものもある（いわゆる欠陥説）〔大西 1975: 223; 新 1995: 223-231〕。しかし、現行憲法の解釈で導ける可能性がなくもないので、解釈論ないし規範論で考えると、大きく否認説と容認説にわかれる。

否認説の意見は、日本国憲法の規定の解釈からは、国家緊急権が導き出されないとし、緊急権の現実的有用性と憲法原則との乖離から否定し、日本においてはそのような緊急権を認めるよりも憲法の原則を守ることの方が民主主義を守ることになる、というものである。

否認説としては、国家緊急権について「関心の高いわりには、本格的な研究書が存在しなかった」状況で「憲法学者による初めての本格的かつ体系性をもったモノグラフ」と称された〔水島 1980: 113〕、小林直樹の『国家緊急権』がある。小林によれば、日本国憲法は平和＝民主憲法であることによりあえて緊急権の規定を置かなかつた。それは憲法の欠陥ではなく旧体制の遺物を払拭するというネガティブな側面と、平和原則および民主主義に徹するというポジティブな意味を有する。「緊急権に関する憲法の沈黙は、憲法の基本原則に憲法自ら忠実であろうとする規範的な意味とともに、自由と平和を守るという高度に積極的な政治＝社会的意

義も認められるであろう」とする〔小林 1979: 181〕。

一方で、小林について、「超憲法的な緊急手段」も、「全憲法秩序が破局にひんする」という極限状態においては政治的に正当化されるとし、その際生じうる危険を回避するための「限界と条件を設定する努力」が強調されることから、「国家緊急権の存在一般を否定しているわけではなく、これを実現達成手段のレベルで問題にしているように思われる」とする見解もある〔水島 1980: 115〕。

また影山日出弥によれば、日本国憲法における国家緊急権は憲法9条の戦争放棄・軍備保有禁止条項によって制約されており、なんらかの緊急状態の時は国家緊急権ではなく、他の手段で対処することだけである〔影山 1984: 111〕

また、近時、井上典之が、浦部法穂の指摘すなわち国家が権力である以上国家と地域を守るとは別であることを考え、「我々の平穏な日常生活は国家の存在を前提にしているから、国を守ることはすなわち我々の平穏な日常生活を守ることになるとして国家緊急権を容認することも困難」とする〔井上 2003: 47〕。そして、問題は平時と区別された非常時とは何か、ということであり、「緊急事態の厳密な類型化の困難性を承認してそれを抽象化することは、国家緊急権それ自体の正当性を付与しうる憲法保障としての機能そのものを蔑ろにする原因を惹起する」とする〔井上 2008: 196-197〕。

対して、容認説は日本国憲法の規定から導き出されるのではなく、規定にかかわらず国家緊急権の存在を認めることが可能である、とする。これについては、「必要性の原則」を援用する説と「不文の原理」に求める説とがある〔井口

2008: 31]。

前者をとるのは河原峻一郎であり、「然らば、Necessityの理論を援用し緊急事態が発生した場合、その都度、それを克服するに必要な最小限度の措置を立法部、またはそれが間に合わない場合には、行政部においてとることとするより外はない」[河原 1958: 38]。

後者をとるのは高柳賢三である。「非常事態が起こったとき、憲法の規定いかにかわからず、それに即応する非常措置をとりうることは、不文の原理」[高柳 1964: 28]。

問題の核心は、井上の指摘する平時と非常時の区別にある。今回の震災は非常時であることは明らかであるとして——今回の震災が非常時でないとしたら「非常時」の内容がなくなり定義も概念も消滅する——たしかにその区別は難しい。

しかし、必要悪を恐れて必要な措置を講じないと、より大きな悪に飲み込まれてしまう。非常時は、地震災害が複合自然災害になりさらに原発事故も惹き起こすように、ひとつの危機ではなく次々と危機がくるものである。

そもそも国民が国家に権限ないし権能を付与しているのは、生命・身体・財産すなわちプロパティ (property) を守ってもらうためである。それを前提として、立憲主義憲法では国家によって侵害されないようにすることを「国家からの自由」として規定している。すなわち、「国家からの自由」は、国家がプロパティを守ることを既に前提としているのである。したがって、憲法の規定の前提として、国家が国民のプロパティを守るのは当然なのである。

確かに、そこにおいては不必要な過度な侵害は決してあってはならず、高橋和之のいう

「特定の場合の人権制限や行政権の強化が、憲法解釈論として許される限度内にとどまらなければならない」[高橋 2006: 391] はひとつの目途として傾聴に値する。しかし、立憲主義にはプロパティを保護しつつ、国家によるプロパティへの介入を限定しているために、逆に結果として、他からのプロパティへの侵害への対処に躊躇を覚えさせるという逆説があるのである。

国家緊急権否認説に立つと思われる山内敏弘や岩間昭道の、いわば非常時における「国民の自己責任」ともいえる言説 [山内 1978: 54-55; 岩間 1983: 288] を否定し、富永健は、国家の存在なくして国民が自力で守り自らの人権が保障されるとするのは証明不可能であり、また、主権者たる国民が国家に緊急権の発動を求めることも考えられる、とする [富永 1996a: 80-81]。

国家が介入を躊躇したばかりに、プロパティの中でも特に生命が失われるようなことがあったら本末転倒である。したがって、非常時には立憲主義を一時的に停止することが許容されるのである。

第4章 結語

いかなる事態にも対応しうる不磨の大典の、立憲主義憲法がない以上、国家緊急権は最後の砦として、用意しておかなければならない。

もっとも、制度があったとしてもそれを機能させなければ結局はないも同じである。

しかし、非常時にこそどのような対応をできるかを予め考えておくのは、憲法学に限らず、あらゆる学問の責務である。本稿は、ただ憲法上、明文規定はないものの国家緊急権が解釈

上、導き出せることを確認するとどまる。これ以上の追究はまた次稿以降にする。

「2011年3月11日金曜日14時46分」。この瞬間まで、犠牲となられた方々は全員生きていたのである。そして、誰も被災していなかった。被災者の方々に対して心よりお見舞いを申し上げる。犠牲となられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げる。

〔投稿受理日2011.6.18／掲載決定日2011.6.30〕

注

- (1) 地震発生当日の3月11日はマグニチュードを「8.8(暫定)」としていたが〔地震調査委員会2011a〕, 3月13日の評価で訂正された〔地震調査委員会2011b〕。
- (2) 東京大学地震研究所の都司嘉宣などによると, 1896年明治三陸地震の際に岩手県大船渡市で観測された国内最高の38.2メートルに迫るものであり, 今後の調査でさらに高いところで津波の痕跡が見つかる可能性は十分にある〔読売新聞2011年4月4日朝:30〕。
- (3) 地震調査委員会では誘発地震としていないが, メディアでは誘発地震とするものもある〔読売新聞2011.3.14朝:4.24; 読売新聞2011.3.21朝:16; 読売新聞2011.4.12夕:2; 読売新聞2011.4.13朝:2〕。
- (4) 臨時に内閣府に災害対策本部を設置することができる。1995年阪神・淡路大震災では, 設置はなされていない。
- (5) 原子力災害対策本部の設置, 原子力事業者, 国の各機関, 関係自治体等に対する必要な指示, 原子力災害現地対策本部や緊急事態応急対策拠点施設の設置, 原子力災害合同対策協議会を組織する。
- (6) 生活必需物資の譲渡等の制限や配給, 国民生活に必要な物の最高額の決定, そして金銭債務の支払い延期などの措置を政令で実施できる。
- (7) 「2003年の有事関連3法」とは, 武力攻撃事態対処法, 自衛隊及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律, 安全保障会議設置法の一部を改正する法律である。「2004年の有事関連7法」とは, 国民保護法, 米軍行動円滑法, 特定公共施設利用法, 国際人道法違反行為処罰法, 外国軍用品海上輸送規制法, 捕虜等取扱法, 自衛隊の一部を改正する法律である〔佐藤2011:51〕。

参考文献

- 朝日新聞 2011年3月12日朝刊。
 — 2011年3月14日夕刊。
 — 2011年3月15日朝刊。
 — 2011年3月15日夕刊。
 — 2011年4月6日朝刊。
 芦部信喜〔1992〕『憲法学Ⅰ』(有斐閣)。
 —〔2011〕『憲法 第5版』(岩波書店)。
 新正幸〔1995〕「緊急権と抵抗権」樋口陽一編『講座憲法学(1) 憲法と憲法学』(日本評論社)。
 新しい憲法をつくる国民会議〔2011〕(=自主憲法制定国民会議)「大会決議」(<http://www.sin-kenpou.com/>)。
 井上典之〔2003〕「本当に『備え』あれば憂いなし? — 危機管理と憲法 —」『法学教室 No.275』。
 —〔2008〕「国家緊急権」長谷部恭男責任編集『岩波講座 憲法6 憲法と時間』(岩波書店)。
 井口文男〔2008〕「国家緊急権」大石眞・石川健治編『新・法律学の争点シリーズ3 憲法の争点』(有斐閣)。
 岩間昭道〔1983〕「非常事態と法」現代憲法学研究会編『現代国家と憲法の原理』(有斐閣)。
 —〔2002〕「憲法破壊の概念」(尚学社)。
 大西芳雄〔1975〕『憲法の基礎理論』(有斐閣)。
 影山日出弥〔1984〕「国家緊急権」芦部信喜ほか編『演習憲法』(青林書院)。
 河原峻一郎〔1958〕「マーシャル・ルール, 反乱, 緊急事態」『ジュリスト No.163』(有斐閣)。
 気象庁〔2011〕「東日本大震災～東北地方太平洋沖地震～関連ポータルサイト」(<http://jma-go.jp/>)。
 小林直樹〔1979〕『国家緊急権』(学陽書房)。
 佐藤幸治〔1995〕『憲法〔第3版〕』(青林書院)。
 —〔2011〕『日本国憲法論』(成文堂)。
 地震調査委員会〔2011a〕(地震調査研究推進本部地震調査委員会)「3月11日発表 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」(<http://www.jishin.go.jp/main/index.html>)。
 —〔2011b〕「3月13日発表 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」以下同上。
 —〔2011c〕「4月8日発表 2011年4月7日宮城県沖の地震の評価」以下同上。

- [2011d] 「4月11日発表 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」以下同上。
- [2011e] 「4月11日発表 2011年3月の地震活動の評価」以下同上。
- [2011f] 「4月12日発表 2011年4月11日福島県通りの地震の評価」以下同上。
- 初宿正典ほか編 [2010] 『新解説世界憲法集 第2版』(三省堂)。
- 消防庁 [2011] (総務庁消防庁) 「6月16日発表 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 第128報別紙」(<http://www.fdma.go.jp/>)。
- 杉原泰雄編 [2008] 『新版 体系日本国憲法事典』(青林書院)。
- 高田敏ほか編訳 [2010] 『ドイツ憲法集 第6版』(信山社)。
- 高野浩 [1979] 「アメリカの緊急事態法制」『ジュリスト No. 710』(有斐閣)。
- 高橋和之 [2006] 「第19章 憲法の持続と変動」野中ほか編『憲法【第4版】』(有斐閣)。
- [2010] 『立憲主義と日本国憲法 第2版』(有斐閣)。
- 高柳賢三 [1964] 「憲法に関する逐条意見書」『ジュリスト No. 289』(有斐閣)。
- 富永健 [1996a] 「日本国憲法における国家緊急権」『憲法研究 第28号』(憲法学会)。
- [1996b] 「国家緊急権の法制化」関西憲法研究会編『憲法論叢第3号』。
- 長島昭久 [2011] 「原発対処 — 日米協力の舞台裏」VOICE編集部『Voice 7月号(6月10日販売)』(PHP研究所)。
- 畑博行 [1992] 『アメリカの政治と連邦最高裁判所』(有信堂)。
- 松井茂紀 [2008] 『アメリカ憲法入門 [第6版]』(有斐閣)。
- 右崎正博 [1979] 「アメリカの緊急事態法制」『ジュリスト 710号』(有斐閣)。
- 水島朝穂 [1980] 「書評 小林直樹著『国家緊急権』」『法律時報』(日本評論社)。
- 山内敏弘 [1978] 「有事立法と日本国憲法の立場」『法学セミナー 285号』(日本評論社)。
- 読売新聞 2011年3月12日朝刊。
- 2011年3月13日朝刊。
- 2011年3月14日朝刊。
- 2011年3月16日夕刊。
- 2011年3月17日朝刊。
- 2011年3月18日朝刊。
- 2011年4月1日朝刊。
- 2011年4月2日朝刊。
- 2011年4月4日朝刊。
- 2011年4月10日朝刊。
- 2011年4月19日朝刊。
- 2011年5月1日朝刊。
- 2011年5月3日朝刊。
- 2011年5月4日朝刊。
- 2011年5月27日朝刊。
- 2011年6月8日朝刊。
- 2011年6月9日朝刊。